

第 41 回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会	
開催日時	令和 8 年 3 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 （議長） 高橋 直也
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 時間になりましたので、ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず1番目は最終報告書についてでございます。

現在皆さん一生懸命頑張っていたいて、何とか作成できたと思います。本当にご苦労さまでございました。

それでは最終報告書についてでございますが、今議会定例会の最終日に、議長へ百条委員会の最終報告を提出したいと考えておりますが、皆様ご意見等があればお願いをいたします。

はい、どうぞ、平山委員。

○平山賢治委員 2にも関連するんですけども、最終報告書に加えてですね、結局のところ、この百条委員会の調査においても、特に「かてて」について会計について全容が解明できていないというのが全委員の共通の認識だろうと思うんですが、その全容が解明できない主な原因というのは、町が、こちらが再三にわたって求めた7年度等の「かてて」の資料を提出を拒否している、拒否し続けているということが一番の責任であります。

とりわけ今年度11月以降ですね、百条委員会の調査事項が包括的だとか具体的でないなどという理由をつけて、一貫して資料提出を拒否して、我々が道理を尽くして提出を促したとしても、出てこなかった。

挙げ句、3月12日にも関連しますが、12日付けの資料がまた、同じ資料を再三にわたって請求しているにもかかわらず、この言い方ですね。

「顧問弁護士と協議中により」というのは正当な理由ではないですよ。全く何の理由もない。

これが正当な理由であれば、百条委員会の権限というのは全く空洞化されるということになります。

弁護士と協議中なら出さなくていいのであればですね、全く百条の権限が無効化されることになります。

だから、町長は3月定例会においても、令和6年12月の我々議会の調査議決を無効化するような再議をかけてきました。これと同じ質だと思います。

この調査権をですね、無力化するというか、完全に何も思っていない。百条の権限に対して真っ向からその権限を否定するような。この点でも一貫していると思います、法律を守る気がないと。自分の好きなようにやると。これのもう最終形態だろうと思います。

ということはですね、一貫したこういう町長の態度によって、残念ながら全貌がまだ確定していないということであれば、そういう報告書については、この主たる原因が町長の提出拒否にあるということをしかりし示しておく必要があります。

であるならばですね、今回の報告書案を議決するのであれば、当然に、町長の提出拒否に

については刑事告発すべきという意見をつけるべきだと思います。そうしないとこの報告書の道理が通らないんですよ。なぜここで全容解明できていないのかっていうところは、きちんと、刑事告発すべきという意見をつけるべきだと思います。

さらに言えばですね、町長が2回にわたって出頭しなかったこと、それから、議長の質問に対して答えようとしなかったこと、これも、もしかすると100条9項に違反するかもしれませんが、これについては証言、とりあえず3回目には出頭なさったということ、一応他の議員の質問には答えているということを鑑みれば、これは告発すべきという意見までつけなくてもいいんじゃないか。

ただ、一貫して提出を拒否してきたということに関しては、この報告書と本質に関わるものなので、これはどう考えても百条委員会としては告発すべきという決定をすべきだと私は思っています。

○古賀世章委員長　ありがとうございました。

ただいまの平山委員のご発言に対して、何かご意見があればお願いをいたしますが、いかがですか。よろしいですか。はい。實藤委員。

○實藤量徳委員　難しいことがいろいろあるんですけど、今平山さんからいろいろ出ましたけど、もう私はそこまでしなくてもいいんじゃないかと、刑事告発までは。言い出したらもうきりがいいんで。

私はもうどっちにしても議会に対して出さなきゃいけないんで、私はそこまでごたごたはしたくないんで、反対をいたします。

○古賀世章委員長　そうですか。

實藤委員の方からは、ちょっとそこまではどうかというようなご意見があったんですけど。はい。平山委員どうぞ。

○平山賢治委員　ごたごたとかじゃなくてですね、今回最終報告書を出すにあたって、なぜこういう報告書になったのかという筋道をしっかり立てないと、逆に我々の責任が問われます。1年3ヶ月もやって、なんで、こういう全貌が明らかになってないような結果になったのかというところは逆に我々の責任が問われると思うんです。そこははっきりしておく必要があると思います。

○古賀世章委員長　はい。

實藤委員どうぞ。

○實藤量徳委員　その点についてはその報告書の中で、こういう理由によってできなかったから、最終報告書はこういう形になりましたでよろしいと思います。

○古賀世章委員長　はい。

ありがとうございました。いかがですか。はい、平山委員。

○平山賢治委員 何度も申し上げますけど、出頭拒否があります、それから証言拒否があります、それからもしかすると虚偽の陳述があるかもしれない、そしてこの文書提出拒否がある、4つ、おそらくやろうと思えば4つなんですよ。

だからそこまでやろうとは私は言っていません。

ただ、この資料提出拒否だけは、この報告書の本質に関わる問題なので、ここはごたごたじゃなくてしっかり法に基づいてきちんと、我々の結論と一体のものとして意思表示をする必要があると思います。

もちろん、これを議決するのは議会だし、それを刑事罰がかかるかどうかを決めるのは検察なり裁判所ですからね。

あくまで我々は、この委員会の調査結果として、資料提出の告発はセットでないといけな

いと私は思います。

○古賀世章委員長 わかりました。

何か他に。よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 確認しますけど、その最終報告書に「提出がされなかったから、こういう結果しか出せない」という文言までは、入れないとおかしい。

そして、次の2の議題に関わることだとは思いますが、その書類の提出拒否を告発するか認定するかどうかを反対するってことですね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

では確認しますけど、最終報告書にそういった事実を記載するという
ことにつきましては、ご異議ございませんでしょうか。

お手元に配りましたその資料に基づき、大きな1番が告発ということで、状況につきましては3行目のですね、地方自治法第100条第9項の規定に該当するものと判断し、議長に申し入れを行うということを決めましたという文言にしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど申し上げました通りの文でいいと判断される方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成でございます。

それから追加ですね、調査経費、お手元の資料をご覧ください。

(1) 番に調査経費に関する議会の議決の状況といたしまして、令和6年度が15万円以内ということでございましたが、これは(2)番目の決算額として12万7420円というふうになっております。

それから令和7年度が予算が490万円でございます、3月20日までの執行額といたしましては204万8190円というふうになっております。

これにつきましては、法的助言者あるいは会議の議事録作成、それから他の費用弁償等も

含むということで、詳細は後日またご報告するという事になるかと思いますが、1 番目の問題は今のような結果でよろしいでしょうか。

それでは先ほどご説明をいたしました百条報告書に追加するものとして、先ほどご説明いたしました告発とか調査経費等々については添付したいというふうに考えますが、よろしいですか。ありがとうございます。

議題の (2) 番でございます。

告発についてということで、告発は議会がすることですので、本日までの調査特別委員会の中で私ども百条委員会といたしましては、該当する行為があるという事実について確認をしたいと思います。

説明します。地方自治法第 100 条第 3 項及び同第 7 条によりますと、選挙人その他関係人が正当な理由なく議会に記録を提出しない場合、この場合は告発の対象になるというふうになっております。

先ほどご説明しました選挙人その他の関係人が正当な理由なく議会に記録を提出しない場合は、具体的にはですね、「かてて」の資料の提出拒否ということがございますが、令和 7 年 11 月 28 日、それから 12 月 9 日、そして本年 8 年の 1 月 19 日、同 1 月 21 日、それから 2 月 5 日締め切りの資料ということになります。

それに 3 月 12 日、合計 6 件の資料の提出拒否がされております。

これに関しまして、皆様方、ご意見等があれば、まずお願いをしたいと思いますが、委員会として認定するかどうか、これを決定したいということでお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本件についても、先ほどもうご議論しまして、認定するというふうなことになりましたので、それで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

その他でございますが、私の方から 1 件だけ。

今まで調査に使用しました、その後ろの方に並べております資料関係でございます。これらは順次公開していくこととしておりました。その際、お預かりした資料の点検と公開に時間がかかりますので、議長に対して、すべての資料を執行部に返却するまでに 3 カ月ほどお時間をいただきたい旨、通知を送ろうと思いますが、この件について何かご意見があればお願いをしたいんですが、いかがですか。よろしいですか。

3 カ月程度はですね、一応、時間を要するという事で議長の方に対してはお時間をいただきたいという旨、通知を送ろうというふうに考えております。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

最後に、他に何かあれば、お願いをいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後2時6分閉会)